

令和8年8月5日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官

下越森林管理署村上支署長 井上 修三

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 3号物件 熊スプレー
詳細については別紙仕様書及び契約条件書のとおり
- 2 納入期限 令和8年10月9日(金)
- 3 納入場所 〒958-0033 新潟県村上市緑町3丁目1番13号
下越森林管理署村上支署
- 4 見積書等提出の日時・場所 日時 令和8年8月26日(水)10時30分まで
場所 下越森林管理署村上支署 総務グループ(経理担当)
※電子調達システムによる提出をお願いします。
※電子調達システムで提出することができない場合は、持参又は郵便による提出を認めます。(提出方法は「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」2による。)
- 5 提出書類 (1)見積書
※電子調達システムで提出する場合の見積額は税抜金額を入力してください。
※紙で提出する場合も見積額は税抜金額を記載し、必ず日付を記載してください。
(2)令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し
※紙で提出する場合は上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名)見積書在中」と朱書きで記載の上、提出してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日
- 7 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越地域の競争参加資格(物品の製造・販売)を有する者であること。
- 8 その他 (1)見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。
(2)仕様書の種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には、**令和8年8月21日(金)**までに提案書(※任意様式)を提出のうえ、認められた商品については記載可能となります。
(3)見積書を提出した場合は、「契約条件書(売買)」及び「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾したものとみなします。

(担当:下越森林管理署村上支署 総務グループ 経理)

(TEL:0254-53-2151)

仕 様 書

1. 3号物件 熊スプレー

下越森林管理署村上支署

番号	物品名	規格・品質	色	例示品	種別	数量	単位	備考
1	熊スプレー	サイズ:高さ約220×直径52mm 内容量:230g カプサイシン濃度2%以上 噴射方式:高圧噴霧式	—	日本仮設株式会社 熊撃退スプレー カウンターアソールト230(CA230)	3	5	本	
2	熊スプレー	サイズ:高さ約205×直径約53mm 内容量:280ml カプサイシン濃度2%以上(カプサイシンノイドを含む) 噴射方式:霧状高圧噴射式	—	バイオ科学株式会社 熊一目散	3	5	本	
	計					10		

* 種別: 1(規格・品質欄の規格品)、2(規格・品質欄の指定内容を満たす物品)、3(規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品)

2. 納入場所は下越森林管理署村上支署(新潟県村上市緑町3-1-13)、納入数量は上記のとおりとし、納入期限は令和8年10月9日(金)とする。

3. 種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には、見積書提出前に別添「提案書」を提出し、担当者の確認を得ることとする。

また、詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当者が必要に応じて打合せすること。

4. 物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が責任を負うこと。

契約条件書（売買）

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴支署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

提 案 書

分任支出負担行為担当官
下越森林管理署村上支署長 殿

令和 年 月 日提出

会社名
代表者名

令和 年 月 日付け公告のオープンカウンター物件番号 号に係る納入物品について、別紙のとおり提案します。
なお、記載事項に関する照会については、下記担当まで連絡願います。

所属部課名 :
担当者氏名 :
電 話 番 号 :
F a x 番 号 :

----- 以下、森林管理署担当者 記入欄 -----

村上支署 総務グループ 経理担当
TEL : 0254-53-2151

別紙

物件番号第 号 提案書内訳

会社名

型式及び数量	
要 求 仕 様 に 対 する 対 応	

(注) パンフレット等により、提案する物品が明らかな場合はパンフレット等の添付をもって替えることができる。